

平成21年度小樽市予算書

目

次

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	8
国 民 健 康 保 險 事 業	9
土 地 取 得 事 業	11
老 人 保 健 事 業	12
住 宅 事 業	13
簡 易 水 道 事 業	15
介 護 保 險 事 業	17
産 業 廃 棄 物 処 分 事 業	19
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	21
物 品 調 達	22

企 業 会 計	
病 院 事 業	23
水 道 事 業	27
下 水 道 事 業	29
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	31

平成21年度 小樽市 一般会計 予算

平成21年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,214,793千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 14,931,200
	1 市 民 産 税	6,125,600
	2 市 民 産 税	6,481,100
	3 市 民 産 税	119,100
	4 市 民 産 税	925,300
	5 市 民 産 税	19,600
2 地 方 譲 与 税		419,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	88,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	301,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	8,000
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	71,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	13,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,388,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	48,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	68,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	400
10 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	120,000
	2 特 別 交 付 金	92,000
11 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	15,043,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	32,000

款	項	金額
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金	千円 401,650
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	1,083,212
	2 手 数 料	623,042
15 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 助 託 金	9,256,732
	2 国 庫 負 担 助 託 金	8,915,609
	3 国 庫 負 担 助 託 金	311,398
16 道 支 出 金	1 道 道 負 担 助 託 金	2,639,628
	2 道 道 負 担 助 託 金	1,913,667
	3 道 道 負 担 助 託 金	451,977
17 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	85,840
	2 財 産 運 用 収 入	81,819
18 寄 附 金	1 寄 附 金	4,193
19 繰 入 金	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,088,541
	2 基 金 繰 入 金	971,222
20 諸 収 入	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 子	3,289,097
	2 預 金 利 子 入 入	7,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1
	4 雑 収 入	2,907,651
21 市 債	1 市 債	374,445
歳 入 合 計		4,230,300
歳 入 合 計		4,230,300

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 229,090 229,090
2 総務費	1 総務管理費 2 総徴戸籍住民基本台帳費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査員費 5 統計調査員費 6 総務管理費	905,492 727,298 71,914 35,739 52,528 14,381 3,632
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費 4 国民生活年金費 5 国民生活年金費	21,352,083 8,999,903 3,152,480 9,055,208 5,125 139,367
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健所費 3 清掃費	4,703,134 2,474,960 339,605 1,888,569
5 労働費	1 労働諸費	54,753 54,753
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	101,959 89,933 12,026
7 商工費	1 商工費	2,016,390 2,016,390
8 土木費	1 土木総務費 2 土道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市計画費 5 住宅費 6 港湾費	4,831,344 3,545 1,660,538 64,488 1,952,967 340,435 809,371

款	項	金額
9 消防費	1 消防費	千円 407,605 407,605
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校舎給食費 3 中学校校舎給食費 4 中学校校舎給食費 5 社会教育費 6 社会教育費	1,766,101 176,841 522,218 340,587 267,084 334,014 125,357
11 公債費	1 公債費	7,861,501 7,861,501
12 諸支出金	1 貸付金償還金 2 特別会計償還金 3 基金償還金	1,054,791 818,198 185,104 51,489
13 職員給与費	1 職員給与費	8,900,550 8,900,550
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出合計		54,214,793

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
事後処理機等賃借料	平成22年度から 平成26年度まで	千円 16,540
情報化推進事業費	平成22年度から 平成26年度まで	101,492
土地評価システム業務委託料	平成22年度から 平成23年度まで	21,630
情報教育等設備整備費	平成22年度から 平成27年度まで	41,225
図書館サーバー等機器借上料	平成22年度から 平成25年度まで	6,901
小樽市土地開発公社の借入金に対する 債務保証	平成21年度から 平成22年度まで	818,198

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
出 資 金 債	千円 23,400	普 通 貸 借 又 は 登 録 公 債	% 10.0 以 内	1 起債年度から据置 期間を含め、30年以 内に借入先が定める 償還年次表により償 還する。 2 事業又は財政その 他の都合により、起 債金額の全部又は一 部を翌年度に繰延借 入れをすることがで きる。 3 財政の都合等によ り繰上償還又は借換 えをすることができ る。 4 利率見直し方式で 借り入れる資金につ いて、利率の見直し があった場合は、当 該見直し後の利率と する。
廃棄物処理施設整備事業費	126,900			
道路新設改良事業費	459,000			
河川整備事業費	40,000			
港湾事業費	95,000			
消防庁舎建設事業費	212,000			
義務教育施設整備事業費	33,000			
重要文化財修復事業費	25,500			
臨時財政対策債	1,726,000			
公的資金借換債	723,500			
退職手当債	766,000			

平成21年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成21年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ630,957千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 347,300 347,300
2 財産収入	1 財産運用収入	10,260 10,260
3 繰入金	1 一般会計繰入金	90,137 90,137
4 諸収入	1 雑収入	10,560 10,560
5 市債	1 市債	172,700 172,700
歳入合計		630,957

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	千円 157,987 157,987
2 公債費	1 公債費	472,870 472,870
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		630,957

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	千円 172,700	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成21年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成21年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,216千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 11,801 11,801
2 繰入金	1 一般会計繰入金	22,749 22,749
3 諸収入	1 雑収入	15,666 15,666
歳入合計		50,216

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 46,135 46,135
2 公債費	1 公債費	3,981 3,981
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		50,216

平成21年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成21年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,791千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 24,305 24,305
2 諸収入	1 雑収入	14,486 14,486
歳入合計		38,791

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 35,968 35,968
2 公債費	1 公債費	1,481 1,481
3 諸支出金	1 繰出金	1,242 1,242
4 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		38,791

平成21年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成21年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,876,394千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 2,960,700
	1 国民健康保険料	2,960,700
2 国庫支出金		4,064,997
	1 国庫負担金	2,737,191
	2 国庫補助金	1,327,806
3 療養給付費等交付金		643,929
	1 療養給付費等交付金	643,929
4 前期高齢者交付金		5,286,207
	1 前期高齢者交付金	5,286,207
5 道支出金		567,620
	1 道負担金	83,391
	2 道補助金	484,229
6 共同事業交付金		2,018,500
	1 共同事業交付金	2,018,500
7 繰入金		1,328,731
	1 一般会計繰入金	1,328,731
8 諸収入		5,710
	1 延滞金、加算金及び過料	510
	2 雑収入	5,200
歳入合計		16,876,394

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 349,562
	1 総務管理費	349,562
2 保険給付費		12,517,410
	1 療養諸費	12,473,010
	2 出産育児等諸費	44,400
3 後期高齢者支援金等		1,539,277
	1 後期高齢者支援金等	1,539,277
4 前期高齢者納付金等		4,918
	1 前期高齢者納付金等	4,918
5 老人保健拠出金		58,491
	1 老人保健拠出金	58,491
6 介護納付金		562,636
	1 介護納付金	562,636
7 共同事業拠出金		1,834,900
	1 共同事業拠出金	1,834,900
8 諸支出金		9,000
	1 償還金及び還付加算金	9,000
9 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		16,876,394

平成21年度 小樽市土地取得事業特別会計予算

平成21年度小樽市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,454千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円
	1 財産運用収入	3,412 3,412
2 諸収入		42
	1 貸付地収入	42
歳入合計		3,454

歳出

款	項	金額
1 土地開発基金費		千円
	1 土地開発基金費	3,454 3,454
歳出合計		3,454

平成21年度 小樽市老人保健事業特別会計予算

平成21年度小樽市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,783千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 支 払 基 金 交 付 金	1 支 払 基 金 交 付 金	千円 26,596 26,596
2 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	16,320 16,320
3 道 支 出 金	1 道 負 担 金	4,080 4,080
4 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,787 4,787
5 諸 収 入	1 雑 入	2,000 2,000
歳 入	合 計	53,783

歳出

款	項	金額
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費	千円 407 407
2 医 療 諸 費	1 医 療 諸 費	53,076 53,076
3 予 備 費	1 予 備 費	300 300
歳 出	合 計	53,783

平成21年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成21年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,352,575千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 610,847 610,847
2 国庫支出金	1 国庫補助金	212,580 212,580
3 財産収入	1 財産運用収入	323 323
4 繰入金	1 基金繰入金 2 一般会計繰入金	211,025 3,780 207,245
5 諸収入	1 住宅敷金収入 2 雑収入	3,400 2,890 510
6 市債	1 市債	314,400 314,400
歳入合計		1,352,575

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費	1 住宅管理費 2 住宅建築費	千円 830,110 400,446 429,664
2 公債費	1 公債費	522,365 522,365
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		1,352,575

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
公営住宅建替事業費 (オタモイ住宅3号棟45戸)	平成22年度	千円 371,250

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 285,300	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。 2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
公的資金借換債	29,100			

平成21年度 小樽市簡易水道事業特別会計予算

平成21年度小樽市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ181,207千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
		66,090
2 道支出金	1 使 用 料	66,000
	2 手 数 料	90
3 繰入金	1 道 補 助 金	50,540
		50,540
4 諸収入	1 一 般 会 計 繰 入 金	59,517
		59,517
4 諸 収 入	1 受 託 事 業 収 入	5,060
	2 雑 収 入	5,000
		60
歳 入 合 計		181,207

歳出

款	項	金額
1 簡易水道事業費		千円
		99,300
2 公債費	1 水 道 事 業 費	18,491
	2 水 道 建 設 費	80,809
3 予備費	1 公 債 費	81,807
		81,807
3 予 備 費	1 予 備 費	100
		100
歳 出 合 計		181,207

平成21年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成21年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,658,970千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 1,957,100
	1 介 護 保 険 料	1,957,100
2 国 庫 支 出 金		3,045,039
	1 国 庫 負 担 金	2,132,036
	2 国 庫 補 助 金	913,003
3 支 払 基 金 交 付 金		3,681,148
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,681,148
4 道 支 出 金		1,866,717
	1 道 負 担 金	1,836,361
	2 道 補 助 金	30,356
5 財 産 収 入		3,896
	1 財 産 運 用 収 入	3,896
6 繰 入 金		2,104,870
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,822,276
	2 基 金 繰 入 金	282,594
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑 入	100
歳 入 合 計		12,658,970

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 268,725
	1 総 務 管 理 費	149,899
	2 徴 収 費	11,914
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	102,801
	4 趣 旨 普 及 費	4,111
2 保 険 給 付 費		12,210,449
	1 介 護 サービス等諸費	11,358,345
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	602,862
	3 高 額 介 護 サービス等費	237,994
4 そ の 他 諸 費	11,248	
3 地 域 支 援 事 業 費		174,300
	1 介 護 予 防 事 業 費	60,048
	2 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	114,252
4 基 金 積 立 金		3,896
	1 基 金 積 立 金	3,896
5 諸 支 出 金		600
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	600
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		12,658,970

平成21年度 小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算

平成21年度小樽市の産業廃棄物処分事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ226,808千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 諸 収 入	1 雑 入	千円 13,508 13,508
2 市 債	1 市 債	213,300 213,300
歳 入	合 計	226,808

歳出

款	項	金額
1 産業廃棄物処分事業費	1 産業廃棄物処分事業費	千円 213,322 213,322
2 公 債 費	1 公 債 費	8,406 8,406
3 諸 支 出 金	1 繰 出 金	4,980 4,980
4 予 備 費	1 予 備 費	100 100
歳 出	合 計	226,808

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
廃棄物処理施設整備事業費	千円 213,300	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成21年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成21年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,831,055千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	千円 1,394,321 1,394,321
2 繰入金	1 一般会計繰入金	420,495 420,495
3 諸収入	1 受託事業収入 2 償還金及び還付加算金	16,239 15,139 1,100
歳入合計		1,831,055

歳出

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費	千円 68,280 59,382 8,898
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,760,675 1,760,675
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	1,100 1,100
4 予備費	1 予備費	1,000 1,000
歳出合計		1,831,055

平成21年度 小樽市物品調達特別会計予算

平成21年度小樽市の物品調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 物品売払収入	1 物品売払収入	千円 4,000 4,000
歳 入 合 計		4,000

歳出

款	項	金額
1 物品購入費	1 物品購入費	千円 4,000 4,000
歳 出 合 計		4,000

平成21年度 小樽市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	870 床
(2) 年間入院患者数	143,810 人
(3) 年間外来患者数	191,906 人
(4) 一日平均入院患者数	394 人
(5) 一日平均外来患者数	793 人
(6) 主な建設改良事業の概要	
イ 医療機器等購入費	400,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	10,305,452 千円
第1項 医療収益	8,496,635 千円
第2項 医療外収益	818,633 千円

第3項 付帯事業収益 70,413 千円

第4項 特別利益 919,771 千円

支 出

第1款 病院事業費用 9,500,782 千円

 第1項 医療費用 8,888,584 千円

 第2項 医療外費用 519,027 千円

 第3項 付帯事業費用 73,171 千円

 第4項 特別損失 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額589,752千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額310千円で補てんし、一時借入金589,442千円で措置するものとする。)。

	収 入
第1款 資本的収入	519,473 千円
第1項 企業債	400,000 千円
第2項 他会計出資金	119,473 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,109,225 千円
第1項 建設改良費	400,000 千円
第2項 企業債償還金	569,692 千円
第3項 長期貸付金	7,176 千円
第4項 退職給与金	132,303 千円
第5項 国庫補助金返還金	54 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小樽病院 医療機器等 整備事業費	千円 200,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	平成22年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還するものとする。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。
第二病院 医療機器等 整備事業費	200,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用(給与費)及び付帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用(消費税及び地方消費税)の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 4,619,514 千円
- (2) 交際費 250 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,316,199千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,922,150千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	手術用顕微鏡	一式
備 品	医療情報システム(オーダリングシステム等)	一式

平成21年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 給水世帯数 | 67,900 世帯 |
| (2) 年間総給水量 | 17,500 千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 47,945 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 配水管整備事業

事業費 413,200 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 448,100 千円

事業概要 送水管更新工事、豊倉浄水場天日乾燥床改良工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	2,975,220 千円
第1項 営業収益	2,729,705 千円
第2項 営業外収益	240,225 千円
第3項 特別利益	5,290 千円

支 出

第1款 水道事業費用	2,651,106 千円
第1項 営業費用	1,967,153 千円
第2項 営業外費用	667,353 千円
第3項 特別損失	16,600 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,380,543千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,646千円、過年度分損益勘定留保資金931,703千円及び当年度分損益勘定留保資金410,194千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	2,625,547 千円
第1項 企業債	2,331,200 千円
第2項 負担金	93,247 千円
第3項 工事負担金	41,000 千円

第4項 貸付金償還金 160,000 千円

第5項 固定資産売却代 100 千円

支 出

第1款 資本的支出 4,006,090 千円

第1項 建設改良費 890,122 千円

第2項 企業債償還金 2,960,968 千円

第3項 貸付金 155,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 821,300	普通貸借 又は 登録公債	%	1 平成22年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
公的資金等借換債	1,509,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 589,276 千円

(2) 交際費 40 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、19,689千円と定める。

平成21年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	65,700 戸
(2) 年間総排水量	21,345 千m ³
(3) 一日平均排水量	58,479 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	

イ 築造工事費

事業費 1,648,000 千円

事業概要 汚水管布設工事 銭函地区ほか

マンホール蓋改築更新工事

中央下水終末処理場

汚泥処理棟	汚泥焼却設備工事 汚泥脱水設備工事 建築設備工事
水処理施設 本館沈砂池棟	用水設備工事 脱臭設備工事ほか

銭函下水終末処理場

本館沈砂池棟	建築電気設備工事
--------	----------

汚水中継ポンプ場

勝納中継ポンプ場	沈砂池設備工事ほか
----------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、資本費平準化債22,600千円及び下水道事業債(特別措置分)76,100千円を借り入れる。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,786,786 千円
第1項 営業収益	2,085,896 千円
第2項 営業外収益	1,700,790 千円
第3項 特別利益	100 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	3,358,322 千円
第1項 営業費用	2,513,834 千円
第2項 営業外費用	833,388 千円
第3項 特別損失	11,100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,129,919千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,190千円、過年度分損益勘定留保資金365,170千円及び当年度分損益勘定留保資金1,688,559千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	5,270,770 千円
第1項 企業債	4,243,400 千円
第2項 補助金	838,500 千円
第3項 負担金	172,869 千円
第4項 受益者負担金	5,301 千円
第5項 工事負担金	1,000 千円
第6項 貸付金償還金	9,600 千円
第7項 固定資産売却代	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	7,400,689 千円
第1項 建設改良費	1,649,825 千円
第2項 企業債償還金	4,909,456 千円
第3項 貸付金	819,000 千円
第4項 退職給与金	22,408 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 763,800	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 平成22年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本
資本費平準化債	862,600			

下水道事業債 (特別措置分)	250,500		期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。
公的資金等借換債	2,465,200		
			2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

156,881 千円

平成21年度 小樽市産業廃棄物等処分手業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度産業廃棄物等処分手業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	35,800 t
イ がれき類等	26,100 t
ロ 廃プラスチック類等	2,800 t
ハ 土 砂	6,900 t
(2) 一日平均埋立処分量	140 t
イ がれき類等	102 t
ロ 廃プラスチック類等	11 t
ハ 土 砂	27 t

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分手業収益	133,937 千円

第1項 営業収益	129,559 千円
第2項 営業外収益	4,378 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分手業費用	132,129 千円
第1項 営業費用	128,295 千円
第2項 営業外費用	2,834 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 26,740 千円